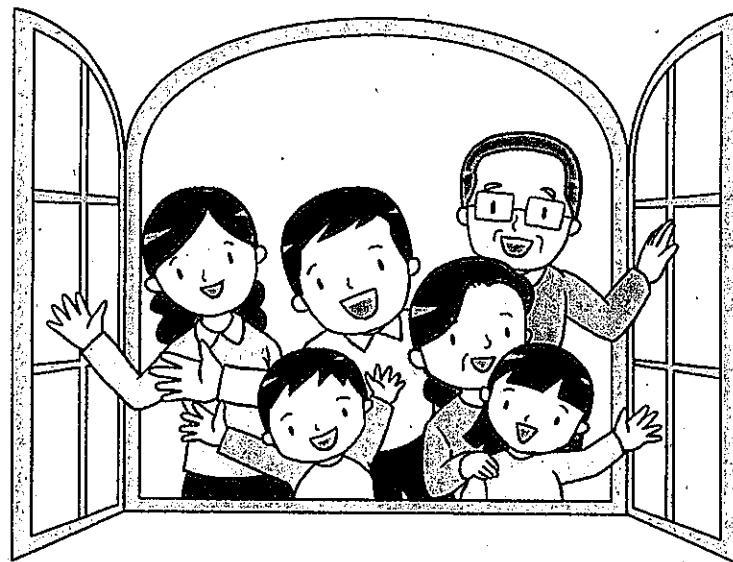


第41回

宍粟市国民健康保険運営協議会



令和3年1月

宍粟市

市民課・税務課・債権管理課・保健福祉課

資料目次

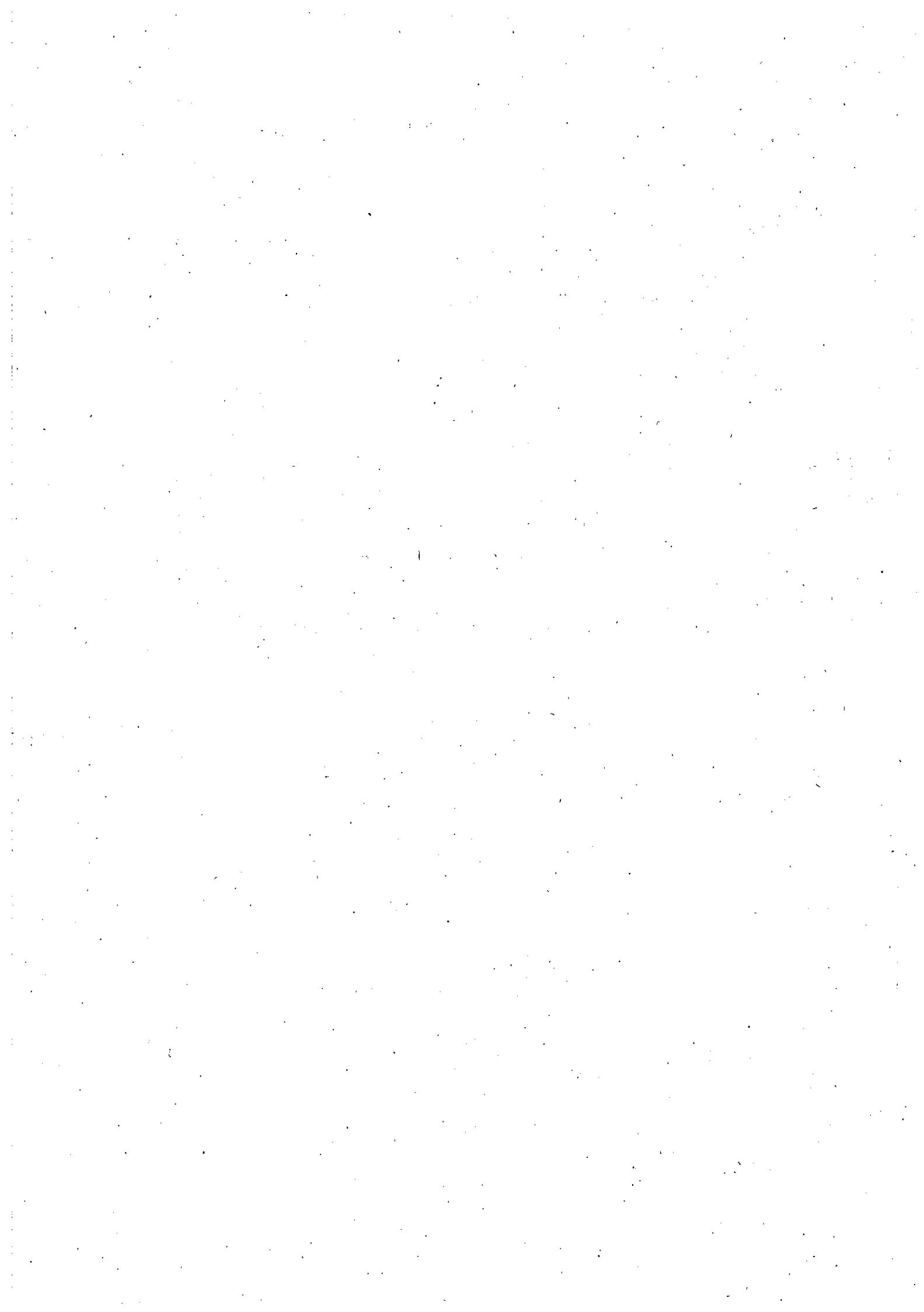
協議資料

- ・令和3年度宍粟市国民健康保険税税率について ······ P1
- ・令和3年度宍粟市国民健康保険事業計画（案）について ······ P3

関連資料

- ・国保制度の概要 ······ P13
- ・宍粟市における保険料率の決定 ······ P14
- ・令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計当初予算（案） ··· P15
- ・令和3年度宍粟市国民健康保険事業費の概要 ······ P16
- ・国民健康保険税 年度別調定・収納状況 ······ P17
- ・宍粟市国民健康保険税 税率・税額の推移 ······ P18
- ・宍粟市国民健康保険事業基金の状況 ······ P19
- ・保険給付費の状況等 ······ P21
- ・国民健康保険加入被保険者数等の状況 ······ P22
- ・兵庫県の状況 ······ P23
- ・兵庫県国民健康保険運営方針の改定について ······ P24
- ・保険料水準の統一と影響について ······ P25
- ・国民健康保険の医療費・収納率インセンティブについて ······ P26
- ・保険料水準の統一に向けた検討の進め方 ······ P27
- ・標準保険料率算定結果比較表 ······ P28

協 議 資 料



令和3年度国民健康保険税に係る税率の改正について

1 令和3年度当初予算(3月議会上程)の市としての編成の考え方

- ・令和2年度税率で予算計上する。
- ・財源不足(51,000千円)については基金より繰り入れる。

2 令和3年度標準保険料率と現行税率の状況

<医療給付費分国民健康保険税率>

	令和3年度 兵庫県が提示する 標準保険料率(a)	令和2年度 現行税率(b)	比較 (b)-(a)
所得割	7.35%	6.85%	△0.50%
均等割	30,384円	27,000円	△3,384円
平等割	20,894円	23,400円	2,506円

<後期高齢者支援金等分国民健康保険税率>

	令和3年度 兵庫県が提示する 標準保険料率(a)	令和2年度 現行税率(b)	比較 (b)-(a)
所得割	2.75%	2.40%	△0.35%
均等割	11,123円	9,500円	△1,623円
平等割	7,649円	8,200円	551円

<介護納付金分国民健康保険税率>

	令和3年度 兵庫県が提示する 標準保険料率(a)	令和2年度 現行税率(b)	比較 (b)-(a)
所得割	2.47%	2.13%	△0.34%
均等割	12,531円	11,500円	△1,031円
平等割	6,351円	6,300円	△51円

※将来的には県が示す標準保険料率を目指す必要がある(資料P14.P27)

3 提案にかかる説明

平成 30 年度から国民健康保険事業の運営は兵庫県と県内市町が広域で担うことになり、兵庫県内で同一所得・同一保険料という保険制度の理想を目指しています。宍粟市においても賦課方式を 3 方式(※1)に統一することに取り組み、令和 2 年度には 4 方式から 3 方式へ完全移行しました。併せて、兵庫県から提示される標準保険料率に近づけるため、税率の調整に取り組んでいるところですが、昨年来の新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の停滞により、税負担の増加を伴う調整が困難な社会情勢になっています。

このような情勢を踏まえ、令和 3 年度の予算編成に際しては、個人所得の落ち込みがリーマンショック時(※2)と同程度となることを想定し試算しています。現行税率を用いた試算結果では、必要となる税額には不足していますが、保有している基金を繰り入れることにより予算編成しております。(令和 3 年度当初予算 51,000 千円繰入予定、資料 P15)

しかしながら、現状において税率を確定すると、国民健康保険事業の安定的な運営に懸念が残るため、令和 3 年度当初予算編成時においては令和 2 年度の税率と同率としたく、委員の皆様にご意見をお伺いいたします。

なお、所得状況の把握が進み個人所得の落ち込みが想定を超える場合は、5 月の国保運営協議会で改めてご意見をお伺いすることになります。

※1 3 方式：所得割、均等割、平等割

4 方式：所得割、資産割、均等割、平等割

※2 比較可能な資料は宍粟市発足以降のものに限られ、その中ではリーマンショック時が最も落ち込んでいる。個人市民税前年度比 94.76%

令和3年度宍粟市国民健康保険事業計画（案）

令和3年 月

市民課・保健福祉課

税務課・債権管理課

1. 計画の目的

市町村国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として、医療保険制度の基盤的な役割を果たしているが、制度的に低所得者層や高齢者層の加入者が多いため、保険税に対して医療費は高額となる傾向があるが、所得は低い水準にあることから、保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な課題を抱えている。

このような課題がある中、同一所得・同一保険料という保険制度の理想をめざし、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を図るため、平成30年度から県が保険者に加わり、市町村とともに国民健康保険事業を運営することとなり、平成30年1月には兵庫県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）が策定された。また、令和2年12月には、市町等との協議を経て令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする運営方針の改定がされた。

本計画は、運営方針を踏まえ、宍粟市の地域実情に応じた国民健康保険事業運営を行うべく、令和3年度における基本方針及び主要事業と主な取り組みについて定める。

2. 基本方針

平成30年度からの県広域化を円滑に進めるとともに、宍粟市国民健康保険事業の健全運営に向けて、関係部署との協議、連携のもと、効果的かつ効率的に事業を推進する。

特に健康福祉部等の関係部署と連携を密にし、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、重症化予防事業に積極的に取り組み、医療費の抑制に努めるものとする。

3. 主要事業

- (1) 適正な資格適用の推進
- (2) 収納率向上対策の推進
- (3) 保険給付の適正化
- (4) 保健事業の推進・医療費の適正化
- (5) 広報啓発事業の推進
- (6) 地域包括ケアシステムの推進

4. 主な取組内容

- (1) 適正な資格適用の推進

- ① 被保険者資格の適正化

- ア 国民年金第1号・3号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、被用者保険等の資格を取得した人に対して届出の勧奨を行う。また、被用者保険等の被扶養者資格取得の勧奨を行う。
 - イ 被保険者資格の的確な把握を行うため、未申告者、擬制世帯、単身世帯を対象として調査を行い、資格適用の適正化に努める。

ウ 国民年金受給者情報を活用し、退職者医療制度の要件を満たしている人（被扶養者含む。）に対し、職権適用を行う。

（2） 収納率向上対策の推進

① 収納率の向上

継続的な訪問や電話による納税督励を行うなど、職員の地域担当制により滞納徴収の取組を強化する。国保財政の安定化や被保険者間の負担の公平性を踏まえ、適正な徴収に努め、収納率の向上に努める。【目標収納率 95.3%】

② 口座振替・コンビニ納付等の推進

納期内納付推進のため、パンフレットやチラシによる納付啓発を行う。新規加入時に口座振替制度やコンビニ納付等について周知し、利用促進を図る。

また、キャッシュカードを利用したペイジー口座振替制度についても周知啓発し、被保険者にとってより納付しやすい環境を整え、納付啓発を図る。

③ 研修会等への参加と関係機関との連携

収納対策研修会等への参加により徴収事務担当職員のスキルアップを図るとともに、県等関係機関との情報交換等により事例研究等に努める。

④ 納税相談の充実

納税相談や弁明書提出の機会を利用して収納率向上に努める。分納誓約を締結し、納付状況を確認した上で、短期被保険者証を交付する。納付催告や納税相談等に一向に応じない場合は、税の公平負担の観点から資格証明書を交付するものとし、交付に際しては、資格担当と徴収担当が連携を密にし、適正な交付に努める。

⑤ 適正な滞納整理の実施

納税意思の見極めを行い、納付が見込まれない場合は、財産調査等を実施し、適正な滞納整理を行う。

（3） 保険給付の適正化

① レセプト点検の充実

医療機関から請求されたレセプトについて、診療内容や資格の点検を実施し、内容に疑義がある場合は、過誤調整や再審査請求を行う。無資格者については、医療機関への返戻や被保険者への返還請求を行うなど、適正な医療費請求に基づく保険者負担に努める。

② 療養給付費等の適正化

医療機関や柔道整復師へのかかり方等についてのパンフレット等による周知や医療費通知の実施などにより、被保険者に対し、正しい知識の普及を行う。

③ 第三者行為求償事務の取組強化

交通事故など第三者による傷病発生が疑われるレセプトについて調査を行い、第三者行為に該当すると判明した場合は、兵庫県国民健康保険団体連合会等と連携し、加害者等に対し適正な求償を行う。

④ 高額療養費等の支給の適正な実施

高額療養費及び高額介護合算療養費制度について、広報等により広く周知や啓発をすると

ともに、支給対象者に対し、申請勧奨通知を行い、制度の適正な実施に努める。

(4) 保健事業の推進・医療費の適正化

① 特定健診・特定保健指導の充実

ア 生活習慣病の発症を予防するため、40歳から74歳までの被保険者を対象として健康診査を実施する。

イ 40歳未満の若年層への受診促進により、生活習慣病の早期発見を目指す。

ウ 特定健康診査の結果、「積極的支援、動機付け支援」に階層化された被保険者を対象として、生活習慣の改善等について指導を行い、生活習慣病予防に努める。

エ 特定健康診査で「要治療」「要精密検査」通知を受けたにもかかわらず、長期にわたり医療機関を受診していない被保険者への早期受診勧奨を行う。

オ 特定健診受診率向上のため、未受診者勧奨及び節目年齢の健診費用を無料または半額とし、対象者に受診勧奨を行う。

【特定健診実施目標率 42% 特定保健指導実施率 60%】

② 医療費通知による意識啓発

健康に対する認識や適正受診の必要性について理解を得るため、医療費通知を年6回実施する。

③ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

ジェネリック医薬品差額通知や啓発ちらし配布などにより、ジェネリック医薬品の啓発を行うとともに、ジェネリック医薬品希望カードやシールを提供することにより、被保険者がより申しやすい環境づくりを行う。

また、ジェネリック医薬品の使用実績等を調査し、医療費削減に向けて更に啓発を進める。

【ジェネリック医薬品目標普及率 84%】

④ 重複・頻回受診及び重複服薬の適正化推進

適正受診を推奨し、医療費の適正化を図るため、重複受診や重複服薬等の対象者を抽出・分析し、保健師との連携により、お薬手帳の活用やチラシを配布し、適正受診指導等を実施する。

⑤ 生活習慣病の重症化予防の推進

糖尿病や高血圧症等生活習慣病重症化予防のため、データヘルス計画に基づき、特定健診データ及びレセプトデータから抽出した指導対象者に対して保健指導等を実施し、対象者の症状改善や生活習慣の改善を促進する。

【データヘルス計画目標保健指導率 70%】

⑥ 歯周疾患（病）健診の実施

歯及び口腔の健康づくりのため、特定健診にあわせた4会場5日間の歯科健診の実施や歯科衛生士による歯科相談実施により、歯周疾患（病）の早期発見、早期治療につなげるとともに、歯の健康への意識啓発を図る。

また、若年層の受診率向上のため、個別健診の実施について検討する。

⑦ がん検診の受診推進

特定健診にあわせてがん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療を目指す。節目年齢に無料クーポンを配布し、受診勧奨を行う。

⑧ 被保険者の予防・健康づくり推進

被保険者がより健康や医療に关心を持ち、健康的な生活がおくれるよう、健康づくりにかかる教室等の実施やチラシ等による啓発に努める。また、スポーツ推進部署との連携により、運動教室等を実施し、健康づくりを推進する。

⑨ 第3期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画の推進

第3期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画にもとづき、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施と医療費データ及び特定健診データを用いた効果検証を行う。

(5) 広報啓発事業の推進

① 広報媒体の活用

広報誌やホームページ、しーたん通信、しそうチャンネルなどのあらゆる広報媒体を活用し、国民健康保険の資格取得や喪失、国民健康保険税の納付方法や納付時期などについて、周知啓発を行う。

② 効果的広報の実施

年次更新や新規加入時、特定健診会場などでパンフレットを配布・説明するなど、適時の啓発活動により、被保険者の国保制度や医療、健康に関する認識を高める。

(6) 地域包括ケアシステムの推進

医療・介護・保健・福祉などの部局横断的な連携により、地域包括ケアシステムを推進する。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、国民健康保険の保健事業を連携して実施することにより、市民の健康づくりを推進する。

宍粟市国民健康保険事業計画

令和2年度	令和3年度（案）
<p>1. 計画の目的</p> <p>市町村国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として、医療保険制度の基盤的な役割を果たしているが、制度的に低所得者層や高齢者層の加入者が多いため、保険税に対して医療費は高額となる傾向があり、所得は低い水にあることから、保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な課題を抱えている。</p> <p>このような課題がある中、同一所得・同一保険料という保険制度の理想をめざし、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を図るため、平成30年度から県が保険者に加わり、市町村とともに国民健康保険事業を運営することとなり、平成30年1月には兵庫県国民健康保険運営方針が策定された。</p> <p>本計画は、当運営方針を踏まえ、宍粟市の地域実情に応じた国民健康保険事業運営を行なうべく、令和2年度における基本方針及び主要事業と主な取り組みについて定める。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>平成30年度からの県広域化を円滑に進めるとともに、宍粟市国民健康保険事業の健全運営に向けて、関係部署との協議、連携のもと、効果的かつ効率的に事業を推進する。</p> <p>特に今年度は、健康福祉部や関係部署との連携を密にし、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、重症化予防事業に積極的に取り組み、医療費の抑制に努めるものとする。</p> <p>3. 主要事業</p> <p>(1) 適正な資格適用の推進</p>	<p>1. 計画の目的</p> <p>市町村国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として、医療保険制度の基盤的な役割を果たしているが、制度的に低所得者層や高齢者層の加入者が多いため、保険税に対して医療費は高額となる傾向があるが、所得は低い水準にあることから、保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な課題を抱えている。</p> <p>このような課題がある中、同一所得・同一保険料という保険制度の理想をめざし、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を図るため、平成30年度から県が保険者に加わり、市町村とともに国民健康保険事業を運営することとなり、平成30年1月には兵庫県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）が策定された。また、令和2年12月には、市町等との協議を経て令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする運営方針の改定がされた。</p> <p>本計画は、運営方針を踏まえ、宍粟市の地域実情に応じた国民健康保険事業運営を行なうべく、令和3年度における基本方針及び主要事業と主な取り組みについて定める。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>平成30年度からの県広域化を円滑に進めるとともに、宍粟市国民健康保険事業の健全運営に向けて、関係部署との協議、連携のもと、効果的かつ効率的に事業を推進する。</p> <p>特に健康福祉部等の関係部署との連携を密にし、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、重症化予防事業に積極的に取り組み、医療費の抑制に努めるものとする。</p> <p>3. 主要事業</p> <p>(1) 適正な資格適用の推進</p>

<p>(2) 収納率向上対策の推進</p> <p>(3) 保険給付の適正化</p> <p>(4) 医療費の適正化・保健事業の推進</p> <p>(5) 広報啓発事業の推進</p> <p>(6) 地域包括ケアシステムの推進</p>	<p>(2) 収納率向上対策の推進</p> <p>(3) 保険給付の適正化</p> <p>(4) 保健事業の推進・医療費の適正化</p> <p>(5) 広報啓発事業の推進</p> <p>(6) 地域包括ケアシステムの推進</p> <p>4. 主な取組内容</p> <p>(1) 適正な資格適用の推進</p> <p>① 被保険者資格の適正化</p> <p>ア 国民年金第1号・3号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、被用者保険等の資格を取得した人にに対して届出の勧奨を行う。</p> <p>イ 被保険者資格の的確な把握を行うため、未申告者、擬制世帯、單身世帯を対象として調査を行い、資格適用の適正化に努める。</p> <p>ウ 国民年金受給者情報表を活用し、退職者医療制度の要件を満たしている人（被扶養者含む。）に対し、職権適用を行う。</p> <p>(2) 収納率向上対策の推進</p> <p>② 収納率の向上</p> <p>① 繼続的な訪問や電話による納税督励を行うなど、職員の地域担当制により滞納徴収の取組を強化する。国保財政の安定化や被保険者間の負担の公平性を踏まえ、適正な徴収に努め、収納率向上に努める。</p> <p><u>【目標収納率 95.3%】</u></p> <p>③ 口座振替・コンビニ納付等の推進</p> <p>納期内納付推進のため、パンフレットやチラシによる納付啓発を行う。新規加入時に口座振替制度やコンビニ納付等について周知し、利用促進を図る。</p> <p>また、キャッシュカードを利用したペイジー口座振替制度についても周知啓発し、被保険者にとってより納付しやすい環境を整え、納付啓発を図る。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③ 研修会等への参加と関係機関との連携

収納対策研修会等への参加により徴収事務担当職員のスキルアップを図るとともに、県等関係機関との情報交換等により事例研究等に努める。

④ 納税相談の充実

納税相談や弁明書提出の機会を利用して収納率向上に努める。分納誓約を締結し、納付状況を確認した上で、短期被保険者証を交付する。納付催告や納税相談等に一向に応じない場合は、税の公平負担の観点から資格証明書を交付するものとし、交付に際しては、資格担当と徴収担当が連携を密にし、適正な交付に努める。

⑤ 適正な滞納整理の実施

納税意思の見極めを行い、納付が見込まれない場合は、財産調査等を実施し、適正な滞納整理を行う。

(3) 保険給付の適正化

① レセプト点検の充実

医療機関から請求されたレセプトについて、診療内容や資格の点検を実施し、内容に疑義がある場合は、過誤調整や再審査請求を行う。無資格者については、医療機関への返戻や被保険者への返還請求を行うなど、適正な医療費請求に基づく保険者負担に努める。

② 施設給付費等の適正化

医療機関や柔道整復師へのかかり方等についてのパンフレット等による周知や医療費通知の実施などにより、被保険者に対する意識啓発を行う。

③ 第三者行為求償事務の取組強化

交通事故など第三者による傷病発生が疑われるレセプトについて調査を行い、第三者行為に該当すると判明した場合は、兵庫県国民健康保険団体連合会等と連携し、加害者等に対し適正な求償を行う。

④ 高額療養費等の支給の適正な実施

高額療養費及び高額介護合算療養費制度について、広報等により広

③ 研修会等への参加と関係機関との連携

収納対策研修会等への参加により徴収事務担当職員のスキルアップを図るとともに、県等関係機関との情報交換等により事例研究等に努める。

④ 紳税相談の充実

納税相談や弁明書提出の機会を利用して収納率向上に努める。分納誓約を締結し、納付状況を確認した上で、短期被保険者証を交付する。納付催告や納税相談等に一向に応じない場合は、税の公平負担の観点から資格証明書を交付するものとし、交付に際しては、資格担当と徴収担当が連携を密にし、適正な交付に努める。

⑤ 適正な滞納整理の実施

納税意思の見極めを行い、納付が見込まれない場合は、財産調査等を実施し、適正な滞納整理を行う。

(3) 保険給付の適正化

① レセプト点検の充実

医療機関から請求されたレセプトについて、診療内容や資格の点検を実施し、内容に疑義がある場合は、過誤調整や再審査請求を行う。無資格者については、医療機関への返戻や被保険者への返還請求を行うなど、適正な医療費請求に基づく保険者負担に努める。

② 施設給付費等の適正化

医療機関や柔道整復師へのかかり方等についてのパンフレット等による周知や医療費通知の実施などにより、被保険者に対する意識啓発を行う。

③ 第三者行為求償事務の取組強化

交通事故など第三者による傷病発生が疑われるレセプトについて調査を行い、第三者行為に該当すると判明した場合は、兵庫県国民健康保険団体連合会等と連携し、加害者等に対し適正な求償を行う。

④ 高額療養費及び高額介護合算療養費制度について、広報等により広

<p>く周知や啓発をするとともに、支給対象者に対し、申請勧奨通知を行い、制度の適正な実施に努める。</p>	<p>く周知や啓発をするとともに、支給対象者に対し、申請勧奨通知を行い、制度の適正な実施に努める。</p> <p>(4) 医療費の適正化・保健事業の推進</p> <p>① 特定健診・特定保健指導の充実</p> <p>ア 生活習慣病の発症を予防するため、40歳から74歳までの被保険者を対象として健康診査を実施する。</p> <p>イ 40歳未満の若年層への受診促進により、生活習慣病の早期発見を目指す。</p> <p>ウ 特定健診の結果、「積極的支援、動機付け支援」に階層化された被保険者を対象として、生活習慣の改善等について指導を行い、生活習慣病予防に努める。</p> <p>エ 特定健診で「要治療」「要精密検査」通知を受けたにもかかわらず、長期にわたり医療機関を受診していない被保険者への早期受診勧奨を行う。</p> <p>オ 特定健診受診率向上のため、未受診者勧奨及び節目年齢の健診費用を無料または半額とし、対象者に受診勧奨を行う。</p> <p>【特定健診実施目標率 42% 特定保健指導実施率 60%】</p> <p>② 医療費通知による意識啓発</p> <p>健康に対する認識や適正受診の必要性について理解を得るため、医療費通知を年6回実施する。</p> <p>③ 後発医薬品（ジエネリック医薬品）の使用促進</p> <p>ジエネリック医薬品差額通知や啓発ちらし配布などにより、ジエネリック医薬品の啓発を行うとともに、ジエネリック医薬品希望カードやシールを提供することにより、被保険者がより申し出しやすい環境づくりを行う。</p> <p>また、ジエネリック医薬品の使用実績等を調査し、医療費削減に向けて更に啓発を進める。</p> <p>【ジエネリック医薬品目標普及率 82%】</p> <p>④ 重複・頻回受診及び重複服薬の適正化推進</p>
-------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

適正受診を推奨し、医療費の適正化を図るため、重複受診や重複服薬等の対象者を抽出・分析し、保健師との連携により、適正受診指導等を実施する。

⑤ 生活習慣病の重症化予防の推進

糖尿病や高血圧症等の重症化予防のため、データヘルス計画に基づき、医療費データ及び特定健診データから抽出した指導対象者等を実施し、被保険者の生活習慣の改善を促進する。

また、スポーツ推進部署との連携により、特定運動指導や糖尿病等の重症化予防事業等に取り組む。

【データヘルス計画目標保健指導率 70%】

⑥ 歯周疾患（病）健診の実施

歯及び口腔の健康づくりのため、特定健診にあわせた4会場5日間の歯科健診の実施や歯科衛生士による歯科相談実施により、歯周疾患（病）の早期発見、早期治療につなげるとともに、歯の健康への意識啓発を図る。

また、若年層の受診率向上のため、個別健診の実施について検討する。

⑦ がん検診の受診推進

特定健診にあわせてがん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療を目指す。節目年齢に無料クーポンを配布し、受診勧奨を行う。

⑧ 被保険者の予防・健康づくり推進

被保険者がより健康や医療に関心を持ち、健康的な生活がおくれるよう、健康づくりにかかる教室等の実施やちらし等による啓発に努める。

適正受診を推奨し、医療費の適正化を図るため、重複受診や重複服薬等の対象者を抽出・分析し、保健師との連携により、お薬手帳の活用やチラシを配布し、適正受診指導等を実施する。

⑤ 生活習慣病の重症化予防の推進

糖尿病や高血圧症等生活習慣病重症化予防のため、データヘルス計画に基づき、特定健診データ及びレセプトデータから抽出した指導対象者に対する保健指導等を実施し、対象者の症状改善や生活習慣の改善を促進する。

【データヘルス計画目標保健指導率 70%】

⑥ 歯周疾患（病）健診の実施

歯及び口腔の健康づくりのため、特定健診にあわせた4会場5日間の歯科健診の実施や歯科衛生士による歯科相談実施により、歯周疾患（病）の早期発見、早期治療につなげるとともに、歯の健康への意識啓発を図る。

また、若年層の受診率向上のため、個別健診の実施について検討する。

⑦ がん検診の受診推進

特定健診にあわせてがん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療を目指す。節目年齢に無料クーポンを配布し、受診勧奨を行う。

被保険者の予防・健康づくり推進

被保険者がより健康や医療に関心を持ち、健康的な生活がおくれるよう、健康づくりにかかる教室等の実施やチラシ等による啓発に努める。また、スポーツ推進部署との連携により、運動教室等を実施し、健康づくりを推進する。

⑨ 第3期特定健診等実施計画・第2期データヘルス計画の推進

第3期特定健診等実施計画・第2期データヘルス計画にもとづき、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施と医療費データ及び特定健診データを用いた効果検証を行う。

<p>(5) 広報啓発事業の推進</p> <p>① 広報媒体の活用 広報誌やホームページ、しーたん通信、しそうチャンネルなどのあらゆる広報媒体を活用し、国民健康保険の資格取得や喪失、国民健康保険税の納付方法や納付時期などについて、周知啓発を行う。</p> <p>② 効果的広報の実施 年次更新や新規加入時、特定健診会場などでパンフレットを配布・説明するなど、適時の啓発活動により、被保険者の国保制度や医療、健康に関する認識を高める。</p>	<p>(5) 広報啓発事業の推進</p> <p>① 広報媒体の活用 広報誌やホームページ、しーたん通信、しそうチャンネルなどのあらゆる広報媒体を活用し、国民健康保険の資格取得や喪失、国民健康保険税の納付方法や納付時期などについて、周知啓発を行う。</p> <p>② 効果的広報の実施 年次更新や新規加入時、特定健診会場などでパンフレットを配布・説明するなど、適時の啓発活動により、被保険者の国保制度や医療、健康に関する認識を高める。</p> <p>(6) 地域包括ケアシステムの推進 医療・介護・保健・福祉などの部局横断的な連携により、地域包括ケアシステムを推進する。 高齢者に対して、介護保険の地域支援事業等と一体的に国民健康保険の保健事業がなされるよう支援する。</p> <p>(6) 地域包括ケアシステムの推進 医療・介護・保健・福祉などの部局横断的な連携により、地域包括ケアシステムを推進する。 高齢者に対して、介護保険の地域支援事業等と一体的に国民健康保険の保健事業を連携して実施することにより、市民の健康づくりを推進する。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

關連資料



国保制度の概要

平成30年度より国保制度の安定化を図ることを目的に、市町村とともに都道府県が国保事業の運営主体となりました。将来的には、都道府県での同一所得・同一保険料をめざしています。

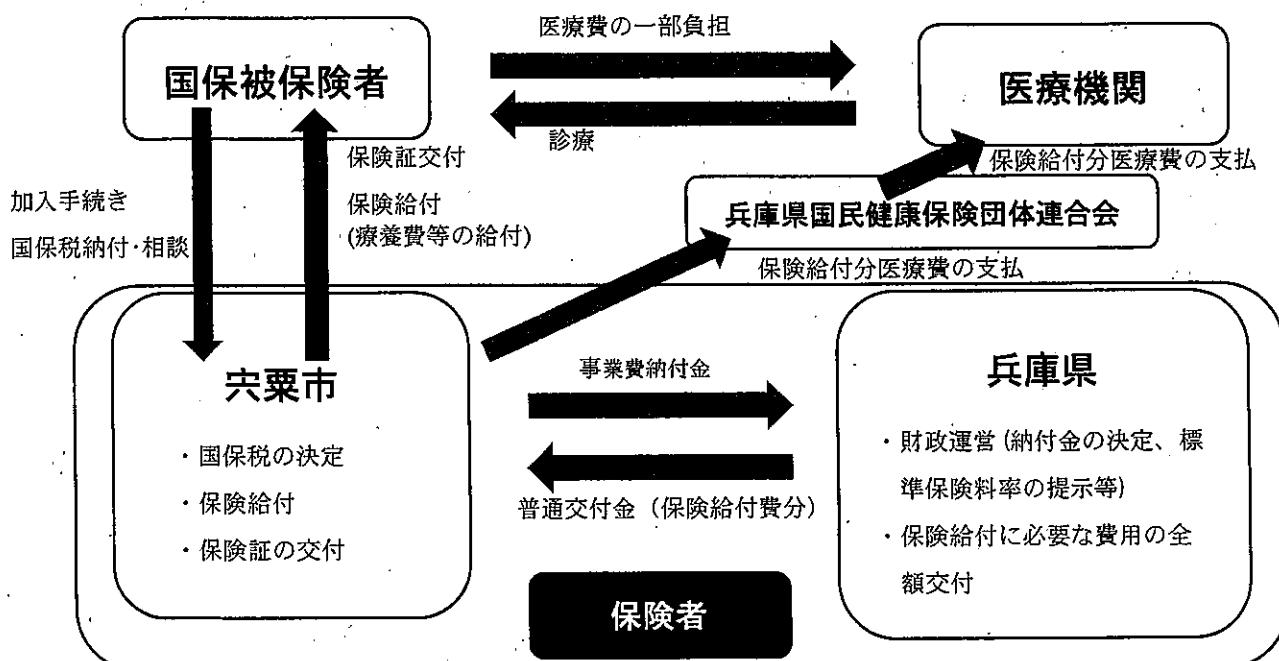
都道府県の役割

国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等国保運営の中心的な役割を担っています。主な役割は次の4点です。

- ① 保険給付費にかかる費用は、全額、都道府県が市町村に交付する。(普通交付金、傷病手当金のみ特別調整交付金) (資料P15、P16)
- ② 県全体での財政運営を行うための予算を試算し、市町毎の納付金額を示し、財政運営を行う。
※納付金の算定基準が令和3年度より一部改正されます。(資料P25)
- ③ 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、県は、当該年度の納付金額を踏まえた市町村ごとの標準保険料率を提示する。(資料P14、P28～P32)
- ④ 県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の標準化や効率化を推進する。
※兵庫県国民健康保険事業運営方針は、平成30年1月に策定され、令和2年12月に2回目の一改正がありました。(資料P24)

市町村の役割

資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収及び保健事業等、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行います。



宍粟市における保険料率の決定（市町村の役割）

例年1月中旬に兵庫県から市町毎の事業費納付金と標準保険料率が示され、宍粟市国保の事業状況、財政状況等を踏まえて、翌年度の保険料率を決定しています。

兵庫県では、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を除く3方式をめざす方針が示されており、宍粟市においては、令和2年度より3方式による保険料率を決定しています。

令和3年度標準保険料率と宍粟市の現在税率

		所得割	資産割	均等割	平等割
兵庫県提示 の標準保険 料率	医療分	7.35%	—	30,384円	20,894円
	支援分	2.75%	—	11,123円	7,649円
	介護分	2.47%	—	12,531円	6,351円
令和2年度 宍粟市税率	医療分	6.85%	—	27,000円	23,400円
	支援分	2.40%	—	9,500円	8,200円
	介護分	2.13%	—	11,500円	6,300円

医療分：国保被保険者の医療給付費など国保制度運営分

支援分：後期高齢者医療制度を現役世代で支えるための支援金分

介護分：介護保険制度運営分。介護保険2号被保険者（40歳～64歳）のみ対象

※ 支援分と介護分は、事業費納付金として県へ納め、社会保険診療報酬支払基金を通じて、各保険者に交付される。

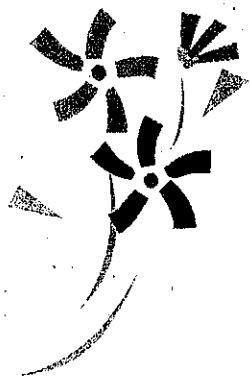
（後期分：後期高齢者広域連合、介護分：市町村）

所得割：被保険者毎の所得にかかる国保税

資産割：固定資産税に対してかかる国保税（R2年度より廃止）

均等割：加入者にかかる国保税

平等割：世帯にかかる国保税



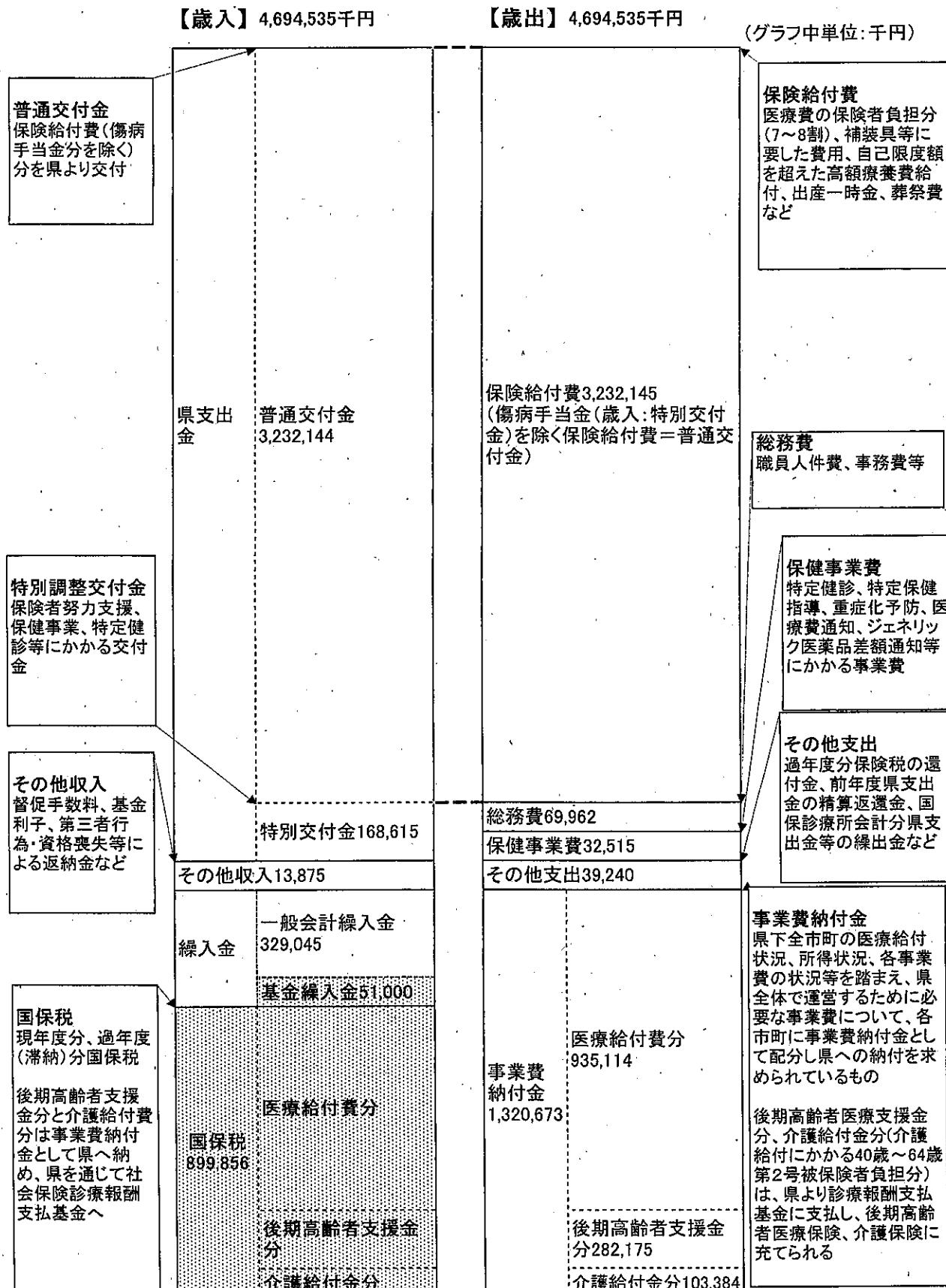
令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)

(単位:千円)

区分		令和2年度	令和3年度	当初予算比較	備考
		当初予算額(A)	当初予算額(案)(B)	(B)-(A)	
歳 入	1 国保税	現年分	861,703	848,448	△ 13,255 税率改正なし、被保険者数・収納率変動見込
		滞納繰越分	52,538	51,408	△ 1,130 滞納額及び収納率変動見込
		計	914,241	899,856	△ 14,385
	2 一部負担金		4	4	0
	3 使用料及び手数料		480	480	0 督促手数料
	4 国庫支出金		2,310	0	△ 2,310 オンライン資格確認によるシステム改修費(R3年度事業なし)
	5 県支出 金	普通交付金	3,084,941	3,232,144	147,203 歳出/保険給付費に充てる交付金 県通知による
		特別交付金(保険者努力支援)	16,055	16,121	66 保険者努力支援指標の変更等
		特別交付金(特別調整交付金)	29,667	24,273	△ 5,394 交付基準変動等影響
		特別交付金(県繰入金)	110,648	118,261	7,613 納付金基準変更によるインセンティブ 分影響
		特別交付金(特定健診負担金)	10,206	9,960	△ 246 受診者数減等
		計	3,251,517	3,400,759	149,242
歳 出	6 財産収入		61	158	97 基金利息分
	7 繰入金	一般会計繰入金	333,063	329,045	△ 4,018 職員体制による変動、事務費減
		基金繰入金	60,000	51,000	△ 9,000 保険料上昇の激変緩和
		計	393,063	380,045	△ 13,018
	8 繰越金		1	1	0 前年度繰越金ある場合は、9月補正にて計上
	9 諸収入		4,118	13,232	9,114 特定健診個人負担金、資格過誤等による過年度分一部負担金
	歳入合計	4,565,795	4,694,535	128,740	
	1 総務費	74,065	69,962	△ 4,103 職員体制による変動、事務費減	
	2 保険給付費	3,084,941	3,232,145	147,204 歳入/普通交付金と同額 県通知による	
	3 国民健康保険事業費納付金	1,344,854	1,320,673	△ 24,181 県通知による 県全体運営にかかる納付金	
	4 保健事業費	33,792	32,515	△ 1,277 特定健診、特定保健指導、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知等	
	5 基金積立金	61	158	97 基金利息分	
	6 公債費	100	100	0	
	7 諸支出金	17,982	28,982	11,000 第三者行為・不当利得等県返還金・国保診療所特別会計への繰出など	
	8 予備費	10,000	10,000	0	
	歳出合計	4,565,795	4,694,535	128,740	
差引収支額(歳入合計-歳出合計)		0	0	0	

令和3年度宍粟市国民健康保険事業費の概要

- 歳入歳出の確定している予算額を計上し、最終的に不足する経費分について、国民健康保険税で賄う。
- 基金がある場合は、基金の繰入により、年度間の急激な国保税の上昇を緩和することができる。



国民健康保険税 年度別調定・収納状況

(債権管理課)

(単位:円)

区分	当該年度分					滞納繰越分			合計			
	年度・項目	調定額	収納額	未収額	収納率	調定額	収納額	未収額	収納率	調定額	収納額	未収額
平成17年度	1,227,398,729	1,160,138,933	67,259,796	94.5%	209,278,721	51,610,297	157,668,424	24.7%	1,436,677,450	1,211,749,230	224,928,220	84.3%
平成18年度	1,424,345,400	1,332,053,362	92,292,038	93.5%	220,038,407	45,057,827	174,980,580	20.5%	1,644,383,807	1,377,111,189	267,272,618	83.7%
平成19年度	1,434,693,200	1,338,555,377	96,137,823	93.3%	264,597,326	55,944,392	208,652,934	21.1%	1,699,290,526	1,394,499,769	304,790,757	82.1%
平成20年度	1,230,452,200	1,124,822,446	105,629,754	91.4%	264,605,904	58,438,899	206,167,005	22.1%	1,495,058,104	1,183,261,345	311,796,759	79.1%
平成21年度	1,201,435,300	1,094,038,026	107,397,274	91.1%	289,770,553	61,410,483	228,360,070	21.2%	1,491,205,853	1,155,448,509	335,757,344	77.5%
平成22年度	1,151,502,400	1,049,070,849	102,431,551	91.1%	319,957,529	63,673,729	256,283,800	19.9%	1,471,459,929	1,112,744,578	358,715,351	75.6%
平成23年度	1,137,124,042	1,043,723,484	93,400,558	91.8%	344,173,710	66,961,679	277,212,031	19.5%	1,481,297,752	1,110,685,163	370,612,589	75.0%
平成24年度	1,109,075,100	1,021,376,716	87,698,384	92.1%	359,239,041	78,991,193	280,247,848	22.0%	1,468,314,141	1,100,367,909	367,946,232	74.9%
平成25年度	1,099,877,600	1,019,266,103	80,611,497	92.7%	356,302,391	84,457,393	271,844,998	23.7%	1,456,179,991	1,103,723,496	352,456,495	75.8%
平成26年度	1,073,026,300	1,006,631,591	66,394,709	93.8%	340,617,653	85,920,143	254,697,510	25.2%	1,413,643,953	1,092,551,734	321,092,219	77.3%
平成27年度	1,026,490,600	960,735,796	65,754,804	93.6%	308,751,863	67,832,862	240,919,001	22.0%	1,335,242,463	1,028,568,658	306,673,805	77.0%
平成28年度	1,025,589,400	958,324,789	67,264,611	93.4%	296,179,666	60,168,229	236,011,437	20.3%	1,321,769,066	1,018,493,018	303,276,048	77.1%
平成29年度	976,890,000	913,380,115	63,509,885	93.5%	280,065,104	57,751,289	222,313,815	20.6%	1,256,955,104	971,131,404	285,823,700	77.3%
平成30年度	930,534,050	876,468,912	54,065,138	94.2%	275,997,431	59,053,196	216,944,235	21.4%	1,206,531,481	935,522,108	271,009,373	77.5%
令和元年度(H31)	903,720,300	853,624,025	50,096,275	94.5%	252,535,613	54,332,404	198,203,209	21.5%	1,156,255,913	907,955,429	248,299,484	78.5%

宍粟市国民健康保険税 税率・税額の推移

年度／課税	基礎課税率・額(医療費)				後期高齢者支援金等課税率・額				介護給付金課税率・額				限度額合計			
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
平成17年度	旧山崎町 5.00%	33.00%	24,600	23,800	530,000					0.70%	6.00%	6,100	3,600	80,000		
平成17年度	旧一宮町 4.00%	34.00%	25,500	27,000	530,000					0.55%	4.00%	6,100	4,000	80,000		
平成17年度	旧波賀町 4.70%	34.00%	24,000	22,000	530,000					0.67%	5.00%	7,200	4,200	80,000		
平成17年度	旧千種町 4.60%	39.00%	26,000	29,000	530,000					0.65%	6.00%	6,500	4,000	80,000		
平成18年度		5.60%	38.00%	29,000	27,000	530,000				1.17%	10.50%	9,900	6,300	90,000		
平成19年度		5.60%	38.00%	29,000	27,000	560,000				1.17%	10.50%	9,900	6,300	90,000		
平成20年度		4.90%	28.50%	26,700	23,000	470,000	1.50%	8.50%	7,700	6,600	120,000	1.17%	10.50%	9,900	6,300	90,000
平成21年度		4.90%	28.50%	26,700	23,000	470,000	1.50%	8.50%	7,700	6,600	120,000	1.17%	10.50%	9,900	6,300	100,000
平成22年度		5.80%	23.00%	26,700	23,000	500,000	1.44%	5.50%	7,000	6,200	130,000	1.26%	5.40%	8,800	5,100	100,000
平成23年度		5.80%	23.00%	26,700	23,000	510,000	1.44%	5.50%	7,000	6,200	140,000	1.26%	5.40%	8,800	5,100	120,000
平成24年度		5.80%	19.20%	26,700	23,000	510,000	1.44%	4.87%	7,000	6,200	140,000	1.26%	4.61%	8,800	5,100	120,000
平成25年度		5.80%	19.20%	26,700	23,000	510,000	1.44%	4.87%	7,000	6,200	140,000	1.26%	4.61%	8,800	5,100	120,000
平成26年度		5.89%	17.09%	27,300	24,100	510,000	1.61%	4.69%	7,500	6,700	160,000	1.41%	4.91%	9,400	5,700	140,000
平成27年度		5.89%	17.09%	27,300	24,100	520,000	1.61%	4.69%	7,500	6,700	170,000	1.41%	4.91%	9,400	5,700	160,000
平成28年度		6.43%	14.56%	27,300	24,500	540,000	1.96%	4.46%	8,300	7,500	190,000	1.49%	4.58%	9,400	5,700	160,000
平成29年度		6.43%	14.56%	27,300	24,500	540,000	1.96%	4.46%	8,300	7,500	190,000	1.49%	4.58%	9,400	5,700	160,000
平成30年度		6.20%	9.70%	26,000	23,400	580,000	2.22%	3.00%	9,000	8,200	190,000	1.68%	3.10%	11,400	6,300	160,000
令和元年度		6.48%	4.85%	26,000	23,400	610,000	2.30%	1.50%	9,000	8,200	190,000	1.77%	1.55%	11,400	6,300	160,000
令和2年度		6.85%	0.00%	27,000	23,400	630,000	2.40%	0.00%	9,500	8,200	190,000	2.13%	0.00%	11,500	6,300	170,000
令和3年度(案)		6.85%	0.00%	27,000	23,400	630,000	2.40%	0.00%	9,500	8,200	190,000	2.13%	0.00%	11,500	6,300	170,000

宍粟市国民健康保険事業基金の状況

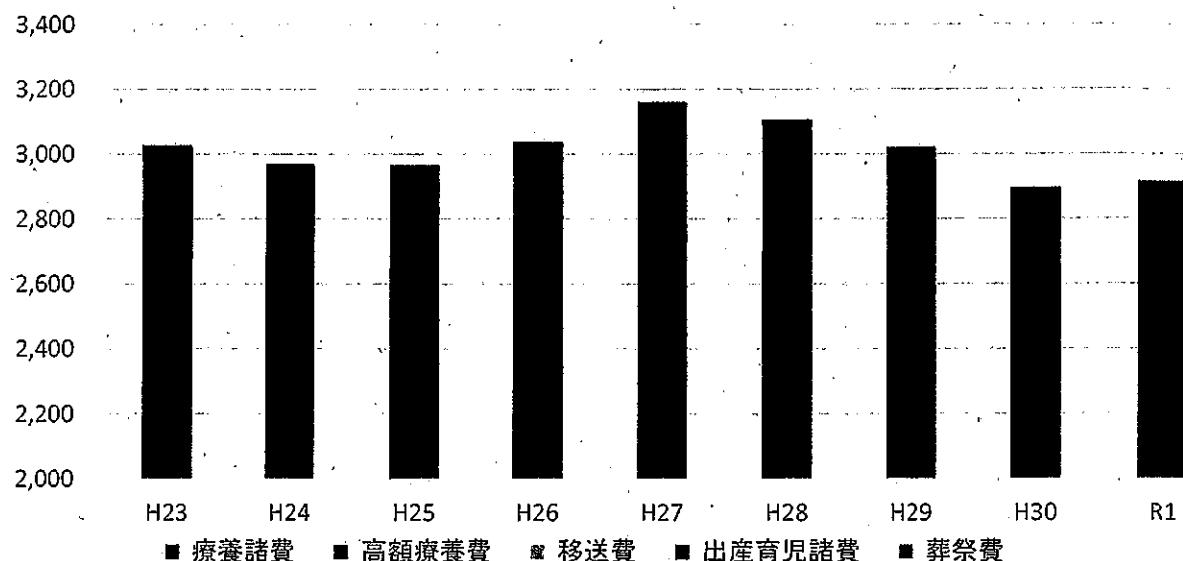
(単位:円)

年度	前年度末残高	積立額	取崩額	年度末残高	備考
平成17年度	166,607,079	185,861	156,818,887	9,974,053	
平成18年度	9,974,053	38,353,988	0	48,328,041	
平成19年度	48,328,041	50,883	11,000,000	37,378,924	
平成20年度	37,378,924	233,233	19,068,000	18,544,157	
平成21年度	18,544,157	14,642	0	18,558,799	
平成22年度	18,558,799	61,235	0	18,620,034	
平成23年度	18,620,034	50,273	0	18,670,307	
平成24年度	18,670,307	39,465	0	18,709,772	
平成25年度	18,709,772	33,390	0	18,743,162	
平成26年度	18,743,162	39063	0	18,782,225	
平成27年度	18,782,225	39145	18,821,370	0	
平成28年度	0	0	0	0	
平成29年度	0	0	0	0	
平成30年度	0	111,942,000	0	111,942,000	
令和元年度	111,942,000	13,864,884	0	125,806,884	積立額:利息分223,884円+決算収支残13,641,000円
令和2年度予算	125,806,884	60,730	60,000,000	65,867,614	積立額:利息分 取崩額:R2予算(当初予定額)
令和3年度予算(案)	65,867,614	157,334	51,000,000	15,024,948	前年度末残高:R2予算より計上 積立額:利息分 取崩額:R3予算(案)

※令和2年度予算上では、基金取崩額を6,000万円と見込んでいましたが、12月末現在の試算では、決算時に4,000万円以内の取り崩しでまかなえると想定しています。

千円

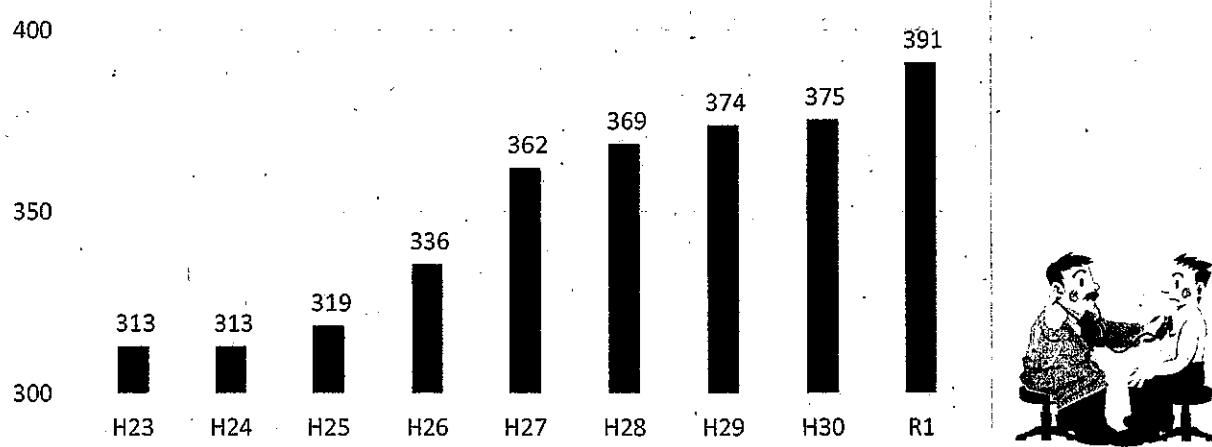
保険給付費の状況



※国保特別会計決算保険給付費のうち、審査支払手数料を除く

千円

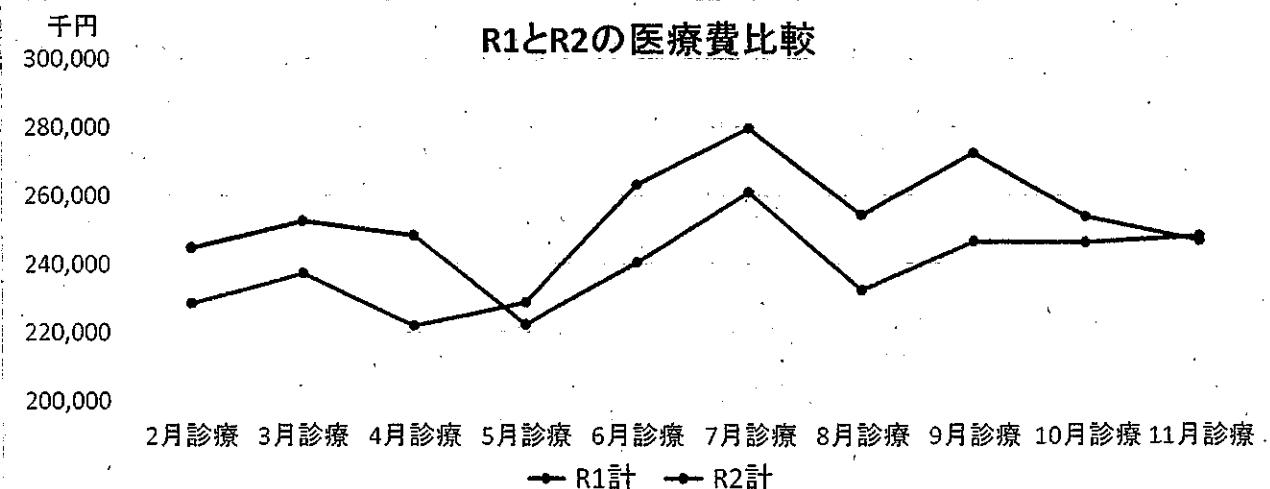
一人当たり医療費の推移



※H23～H30兵庫の国保(宍粟市年報データ)、R1年報速報値(宍粟市年報データ)

千円

R1とR2の医療費比較

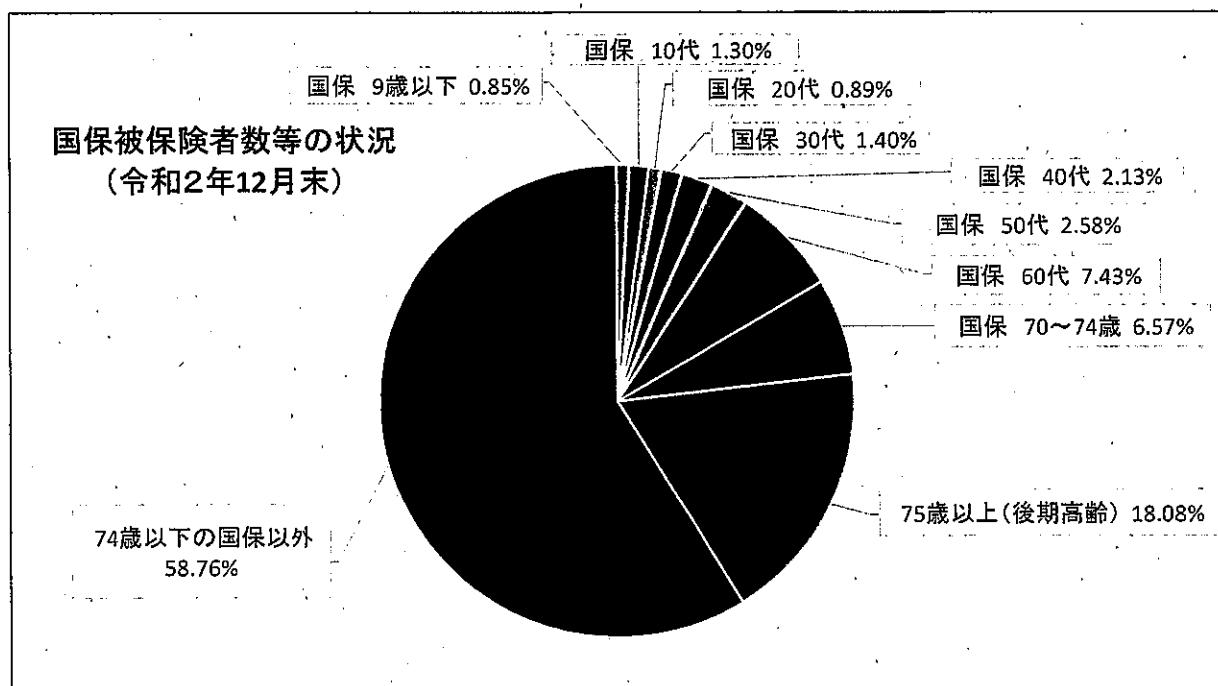


※国保連からの請求による

国民健康保険加入被保険者数等の状況

年齢	平成30年度			令和元年度			令和2年度(R2.12月末)		
	一般	退職	合計	一般	退職	合計	一般	退職	合計
0~4	152	0	152	138	0	138	125	0	125
5~9	222	0	222	207	0	207	185	0	185
10~14	243	0	243	232	0	232	218	0	218
15~19	260	0	260	260	0	260	258	0	258
20~24	218	0	218	196	0	196	186	0	186
25~29	199	0	199	173	0	173	140	0	140
30~34	278	0	278	250	0	250	212	0	212
35~39	323	1	324	301	0	301	303	0	303
40~44	393	0	393	370	0	370	342	0	342
45~49	473	0	473	444	0	444	441	0	441
50~54	430	0	430	456	0	456	438	0	438
55~59	562	0	562	531	0	531	508	0	508
60~64	968	17	985	884	0	884	867	0	867
65~69	2,163	0	2,163	1,957	0	1,957	1,860	0	1,860
70~74	2,127	0	2,127	2,262	0	2,262	2,411	0	2,411
計	9,011	18	9,029	8,661	0	8,661	8,494	0	8,494
世帯数			5,251			5,128			5,104

	人口	国保人口	加入率	人口	国保人口	加入率	人口	国保人口	加入率
	37,709	9,029	23.94%	37,086	8,661	23.35%	36,678	8,494	23.16%
うち74歳以下	31,030	9,029	29.10%	30,345	8,661	28.54%	30,045	8,494	28.27%
うち75歳以上	6,679	-	-	6,741	-	-	6,633	-	-



兵庫県の状況

兵庫県国民健康保険運営方針（R3～R5）の改定（R2.12）（資料 P24）

主な改正点等は次のとおりです。

1. 将来的な保険料統一をめざす中、令和3年度より市町が納める事業費納付金の算定における統一を行う。（医療費水準を反映せず、収納率を反映し、納付金を算定。納付金上の統一、資料 P25）

医療費水準と収納率の納付金算定への反映方法が変わったことにより、影響が大きい市町に対して、インセンティブ制度により負担を軽減する制度を創設。（資料 P26）

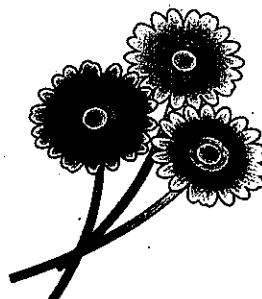
宍粟市においては、令和3年度は、インセンティブ制度により「医療費水準が低い市町に対するインセンティブ」に該当し、特別交付金（県繰入金）が入る見込み

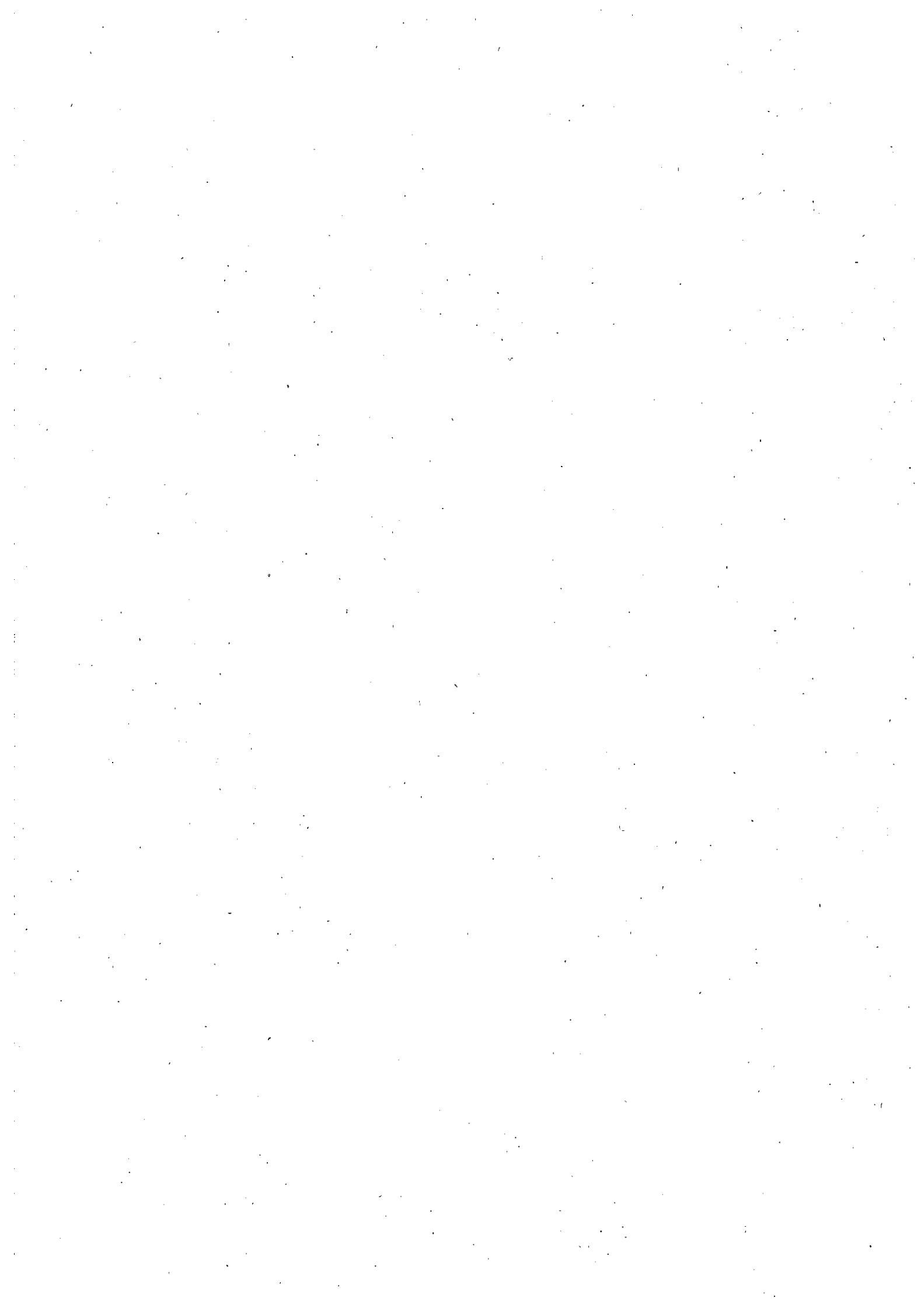
2. 保険料の算定方式を令和6年度までに3方式（所得割、均等割、平等割）に統一。令和2年度に宍粟市は実施済。県下で2市のみ4方式。（資料 P14）

3. 医療費適正化にかかる取組みについて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施などを含め内容追記。

宍粟市においては、令和3年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組む予定。

4. 被保険者証と高齢受給者証を令和6年度までに一体化。宍粟市においては令和4年度の予定で調整中。





兵庫県国民健康保険運営方針の改定について

1 国保運営方針の役割

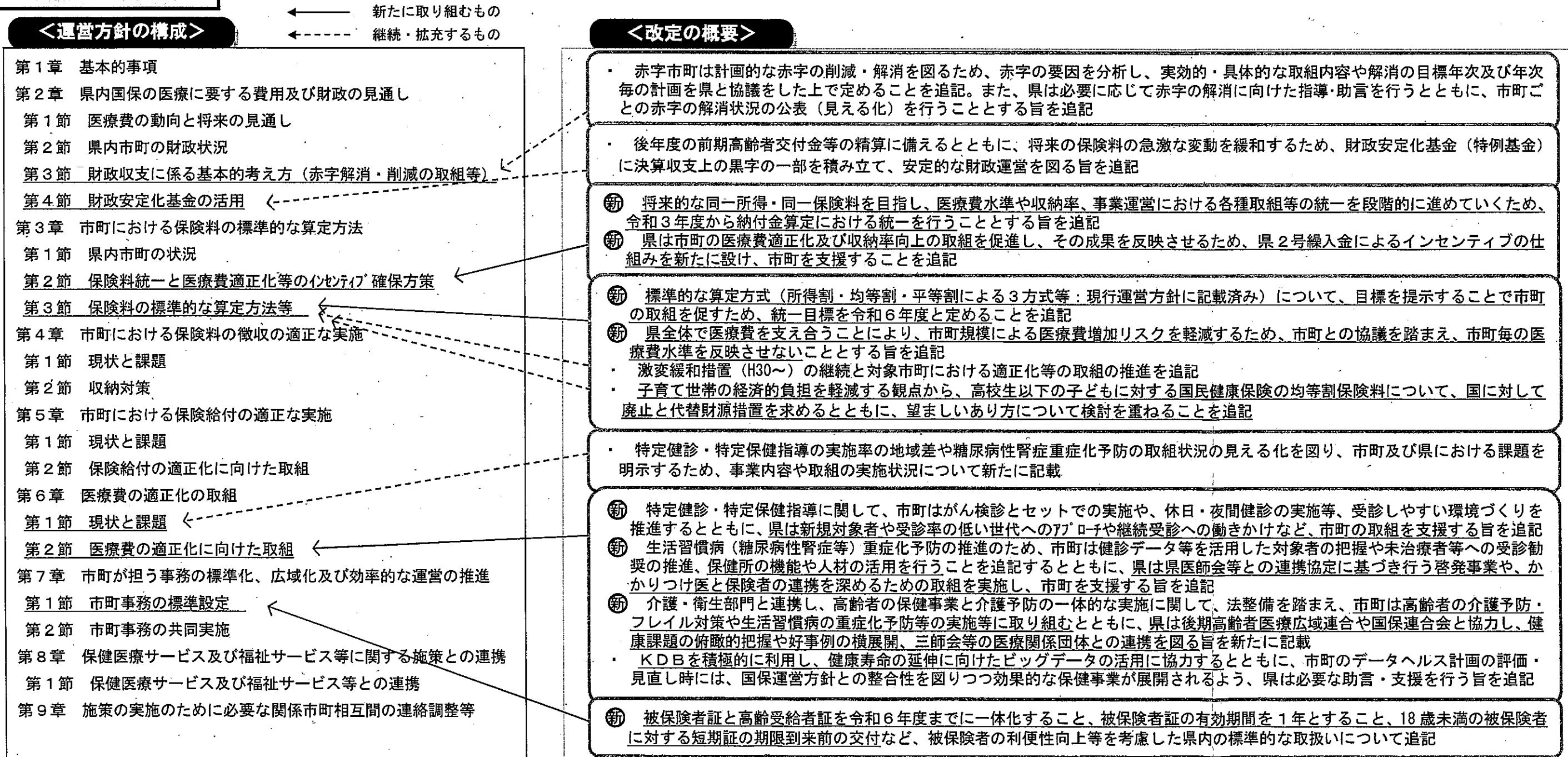
国保の共同保険者である県と市町が共通認識のもと、一体となって国保財政運営の安定化、事務の標準化、共同化及び効率化を推進するための方向性及び取組を定めたもので、この方針を踏まえ、市町は地域の実情に応じて取組可能なものから順次実施するものとし、県は安定的な財政運営や市町の取組が推進されるよう支援する。

2 改定の趣旨【対象期間 令和3年～5年度】

第1期の国保運営方針の対象期間（H30.4.1～R3.3.31）が経過することから、これまでの取組の成果や課題のほか、保険料水準の統一に向けた県内の検討経過、高齢化及び医療の高度化をはじめとする国民健康保険を取り巻く環境の変化等を踏まえ、国保運営方針を改定する。

なお、改定にあたっては、国保の都道府県単位化の趣旨の深化（法定外繰入等の着実な解消、保険料水準の統一に向けた議論、医療費適正化の更なる推進など）や、人生100年時代を見据えた予防・健康づくり事業の強化を図るとともに、「望ましい均てん化」に向けた取組の推進に資するものとなるよう留意する。

3 改定のポイント



保険料水準の統一と影響について

- 国は、改定された納付金算定ガイドラインにおいて、将来的に保険料水準の統一（市町ごとの医療費水準等に關わらず、同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準）を目指す、こととしている。

- 兵庫県においても、平成30年度の国保改革において県全体で必要な医療費を県全体で賄う市町間の支え合いの仕組みを導入。改定後の運営方針（令和3年度～）では、将来的な同一所得・同一保険料を実現し、制度の安定運営を図るために、納付金の算定において、市町ごとの医療費水準は反映しない等算定方式を変更することとする。

納付金の主要影響要素	現・運営方針(H30～R2)	新運営方針(R3～5)
市町の所得水準・被保険者数・世帯数が大きいほど、納付金の負担が大きくなり、所得水準等に応じた負担となる。	能力に応じて負担し、リスク（医療費支払）に備えて支え合う保険制度の趣旨から、引き続き反映。	R3より反映しない。ただし、医療費が同一水準となるまで、インセンティブ制度により負担軽減と医療費適正化促進を行う。
納付金の算定に反映した場合、立町の医療費水準が高いほど、納付金の負担が大きくなり、医療費水準に応じた負担となる。	制度の円滑な移行のため、各市町の納付金額に、市町ごとの医療費水準を反映。	制度の円滑な移行のため、各市町の納付金額に、市町ごとの医療費水準を反映。
納付金の算定に反映した場合、立町の収納率が高いほど、納付金の負担が大きくなり、納付率に応じた負担となる。	制度の円滑な移行のため、各市町の納付金額に、市町ごとの収納率を反映せず。	R3より反映する。ただし、収納率が同一水準となるまで、インセンティブ制度により負担軽減と収納率向上促進を行う。

国民健康保険の医療費・収納率インセンティブについて

<趣旨>

・令和3年度より、保険料水準の統一を進めため、市町から県への納付金の算定において統一を図る。
・上記に伴い、市町の医療費適正化及び収納率向上を促進するため、以下のとおり、県2号線入金（旧県特別調整交付金）によるインセンティブ制度を設ける。

1 医療費水準

① 医療費水準の県内格差が全国最小の都道府県並（H30 約1.1倍（本県：約1.2倍）となる。
② 保健事業の取組基準②)⑦②を基本的に全市町が達成する、まで下記の取組を推進。

(1) 医療費水準が高い市町に対するインセンティブ[A]

ア 対象市町
統一に伴い負担が増加する市町

イ 算定方法

$$\text{交付額} = \text{市町毎に、(統一後の納付金額} - \text{現行の納付金額}) \times \underline{95\%}$$

(2) 医療費水準が高い市町に対するインセンティブ[B]

ア 対象市町

統一に伴い負担が減少する市町のうち、下記の①（成果基準）と②（取組基準）の両方を満たしている市町
① 前年度と比較して「医療費水準が減少」している市町
② 医療費の適正化を図るためにの取組（※下記の5つの取組のうち、3つ以上）を行っている市町

イ 算定方法

① 糖尿病等重症化予防の取組、②個人へのインセンティブ提供（ヘルスケアポイント等）、③後発医薬品の使用促進の取組、④重複服薬・多剤投与者対策、⑤データヘルス計画の実施

イ 算定方法

$$\text{交付額} = (\text{現行の納付金額} - \text{統一後の納付金額}) \times \underline{20\%}$$

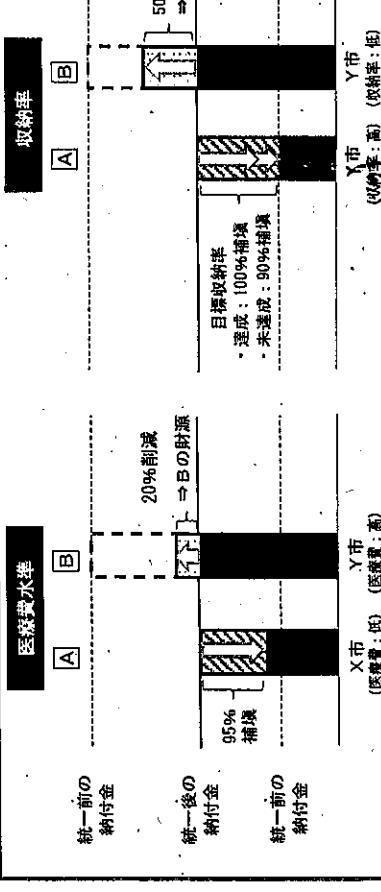
$$\times \frac{\text{当該対象市町の被保険者数}}{\text{全対象市町の被保険者数}} \times (1 + \text{医療費水準の加算率※1}) \times \text{補正率※2}$$

※2 補正率=交付総額をBのインセンティブの配分額に合わせるための率
(Bのインセンティブの配分額/交付総額)

※1 加算率

医療費水準の減少率	加算率	医療費水準の減少率	加算率
0.0～0.5%未満	0.05	2.0～3.0%未満	0.30
0.5～1.0%未満	0.10	3.0%以上	0.40
1.0～2.0%未満	0.20		

医療費水準



2 収納率

① 各市町の規模別収納率が全国平均以上となる。
② 収納率向上につながる取組基準②)⑦②を基本的に全市町が達成する、まで下記の取組を推進。

(1) 収納率が高い市町に対するインセンティブ[A]

ア 対象市町

統一に伴い負担が増加する市町

イ 算定方法

① 規模別目標収納率を上回る市町：増加額の90%を補填
② 下回る市町：増加額の90%を補填

① 規模別目標収納率を上回る市町：増加額の90%を補填
② 下回る市町：増加額の90%を補填

(2) 収納率が低い市町に対するインセンティブ[B]

ア 対象市町

統一に伴い負担が減少する市町のうち、下記の①（成果基準）と②（取組基準）の両方を満たしている市町

イ 算定方法

交付額 = 市町毎に、(統一後の納付金額 - 現行の納付金額) × 100% 【①目標収納率を上回る市町】
× 90% [② 下回る市町]

交付額 = 市町毎に、(統一後の納付金額 - 現行の納付金額) × 100% 【①目標収納率を上回る市町】
× 90% [② 下回る市町]

(2) 収納率が低い市町に対するインセンティブ[B]

ア 対象市町

統一に伴い負担が減少する市町のうち、下記の①（成果基準）と②（取組基準）の両方を満たしている市町

イ 算定方法

交付額 = (現行の納付金額 - 統一後の納付金額) × 50%
× $\frac{\text{当該対象市町の被保険者数}}{\text{全対象市町の被保険者数}} \times (1 + \text{収納率の加算率※1}) \times \text{補正率※2}$

(2) 収納率が低い市町に対するインセンティブ[B]

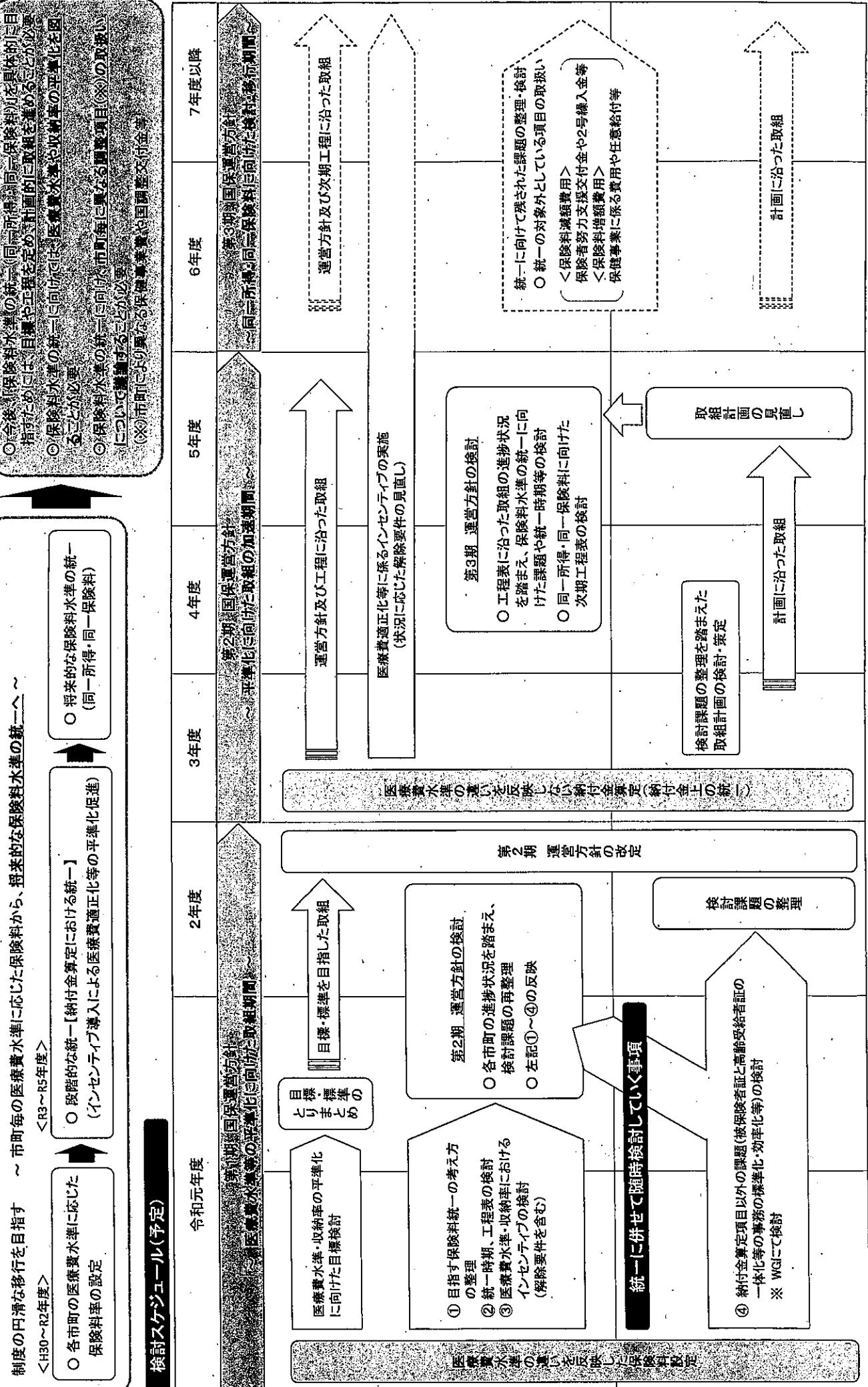
ア 対象市町

統一に伴い負担が減少する市町のうち、下記の①（成果基準）と②（取組基準）の両方を満たしている市町

イ 算定方法

保険料水準の統一に向けた検討の進め方

国保運営方針(全市町会意)の考え方



標準保険料率算定結果比較表

区分	標準保険料率		
	医療分	介護分	支援金分
医療分	7.7%	0%	45,003円
支援金分	2.83%	0%	16,153円
介護分	2.54%	0%	18,175円

区分	標準保険料率			
	医療分	介護分	支援金分	
00280024 1 姫路市	医療分 支援金分 介護分	7.19% 2.78% 2.5%	0% 0% 0%	29,688円 11,217円 12,691円
00280032 2 尼崎市	医療分 支援金分 介護分	7.88% 2.72% 2.44%	0% 0% 0%	32,573円 22,399円 10,980円
00280040 3 明石市	医療分 支援金分 介護分	7.86% 2.82% 2.57%	0% 0% 0%	32,496円 11,401円 12,393円
00280057 4 西宮市	医療分 支援金分 介護分	7.86% 2.77% 2.48%	0% 0% 0%	32,475円 11,191円 12,588円
00280065 5 淑木市	医療分 支援金分 介護分	7.16% 2.74% 2.47%	0% 0% 0%	29,568円 11,084円 12,546円
00280073 6 芦屋市	医療分 支援金分 介護分	7.77% 2.77% 2.47%	0% 0% 0%	32,105円 11,180円 12,534円
00280081 7 伊丹市	医療分 支援金分 介護分	7.78% 2.79% 2.47%	0% 0% 0%	32,156円 11,254円 12,555円
00280099 8 相生市	医療分 支援金分 介護分	7.15% 2.75% 2.52%	0% 0% 0%	29,555円 11,088円 12,738円
00280115 9 加古川市	医療分 支援金分 介護分	7.37% 2.86% 2.49%	0% 0% 0%	30,499円 11,536円 12,641円

標準保険料率算定結果比較表

No.	市町村名	市町村標準保険料率			市町村標準保険料率		
		区分	支給金分	介護分	区分	支給金分	介護分
10	赤穂市	医療分	6.9%	0%	28,671円	19,715円	
		支援金分	2.7%	0%	11,177円	7,686円	
11	西脇市	介護分	2.55%	0%	12,865円	6,521円	
		医療分	7.12%	0%	29,434円	20,240円	
12	宝塚市	介護分	2.55%	0%	11,224円	7,718円	
		医療分	8.41%	0%	12,878円	6,527円	
		支援金分	2.8%	0%	34,766円	23,907円	
		介護分	2.47%	0%	11,440円	7,866円	
13	三木市	医療分	8.06%	0%	35,314円	22,908円	
		支援金分	2.81%	0%	11,328円	7,790円	
		介護分	2.56%	0%	13,011円	6,595円	
14	高砂市	医療分	7.75%	0%	31,923円	21,952円	
		支援金分	2.73%	0%	11,059円	7,570円	
15	川西市	介護分	2.43%	0%	12,353円	6,261円	
		医療分	7.7%	0%	31,833円	21,869円	
16	小野市	支援金分	2.73%	0%	11,025円	7,581円	
		介護分	2.47%	0%	11,964円	6,064円	
		医療分	7.75%	0%	31,004円	21,320円	
17	三田市	支援金分	2.78%	0%	11,231円	7,723円	
		介護分	2.41%	0%	12,239円	6,203円	
18	加西市	医療分	6.52%	0%	26,934円	18,521円	
		支援金分	2.72%	0%	10,958円	7,556円	
		介護分	2.41%	0%	12,239円	6,204円	

標準保険料率算定期結果比較表

No.	市町村名	市町村標準保険料率		市町村標準保険料率	
		区分	平均割合	区分	平均割合
都道府県標準保険料率					
	医療分	7.7%	45,003円		
	支援金分	2.85%	16,153円		
	介護分	2.54%	18,175円		
市町村標準保険料率					
19	猪名川町	医療分	6.1%	0%	25,197円
		支援金分	2.83%	0%	11,432円
		介護分	2.45%	0%	12,453円
20	加東市	医療分	7.75%	0%	32,020円
		支援金分	2.75%	0%	11,120円
		介護分	2.48%	0%	12,630円
21	多可町	医療分	7.1%	0%	29,336円
		支援金分	2.75%	0%	11,238円
		介護分	2.5%	0%	12,728円
22	箱美町	医療分	7.01%	0%	28,981円
		支援金分	2.76%	0%	11,240円
		介護分	2.29%	0%	11,651円
23	播磨町	医療分	7.45%	0%	30,657円
		支援金分	2.84%	0%	11,486円
		介護分	2.52%	0%	12,795円
24	市川町	医療分	6.65%	0%	27,620円
		支援金分	2.8%	0%	11,302円
		介護分	2.47%	0%	12,530円
25	福崎町	医療分	6.77%	0%	27,981円
		支援金分	2.8%	0%	11,313円
		介護分	2.49%	0%	12,658円
26	神河町	医療分	5.82%	0%	24,048円
		支援金分	2.78%	0%	11,211円
		介護分	2.37%	0%	12,040円
27	太子町	医療分	7.33%	0%	30,271円
		支援金分	2.76%	0%	11,091円
		介護分	2.34%	0%	11,878円

標準保険料率算定結果比較表

市町村住民登録区分		市町村住民登録区分	
区分	標準保険料率	区分	標準保険料率
医療分	7.7%	45,003円	
支援金分	2.83%	16,153円	
介護分	2.54%	18,175円	

市町村住民登録区分	標準保険料率	市町村住民登録区分	標準保険料率
28 たつの市	医療分 支援金分 介護分	7.06% 2.84% 2.46%	29.185円 11,290円 12,510円
29 上郡町	医療分 支援金分 介護分	6.84% 2.78% 2.4%	28.251円 11,245円 12,221円
30 佐用町	医療分 支援金分 介護分	6.75% 2.84% 2.53%	27.894円 11,473円 12,868円
31 実栗市	医療分 支援金分 介護分	7.35% 2.75% 2.47%	30.384円 11,123円 12,531円
32 香美町	医療分 支援金分 介護分	5.74% 2.83% 2.56%	23.715円 11,422円 12,987円
33 新溫泉町	医療分 支援金分 介護分	6.3%	24.363円 11,089円 12,390円
34 美父市	医療分 支援金分 介護分	6.3%	26.044円 11,520円 12,918円
35 初来市	医療分 支援金分 介護分	7.33% 2.68% 2.31%	30.286円 10,820円 11,716円
36 丹波市	医療分 支援金分 介護分	7.8% 2.84% 2.51%	32.245円 11,473円 12,763円

標準保険料率算定期結果比較表

区分	市町村標準保険料率		
	所得割合	支給割合	平均額
医療分	7.7%	45,003円	
支援金分	2.83%	16,153円	
介護分	2.84%	18,175円	
市町村標準保険料率			
所得割合			
医療分	7.72%	0%	31,904円
支援金分	2.75%	0%	11,120円
介護分	2.47%	0%	12,540円
医療分	7.04%	0%	29,073円
支援金分	2.7%	0%	10,912円
介護分	2.46%	0%	12,521円
医療分	7.39%	0%	30,549円
支援金分	2.8%	0%	11,299円
介護分	2.55%	0%	12,965円
医療分	6.61%	0%	27,329円
支援金分	2.76%	0%	11,142円
介護分	2.45%	0%	12,457円
医療分	7.89%	0%	32,618円
支援金分	2.86%	0%	11,533円
介護分	2.58%	0%	13,124円
医療分	%	%	円
支援金分	%	%	円
介護分	%	%	円
医療分	%	%	円
支援金分	%	%	円
介護分	%	%	円
医療分	%	%	円
支援金分	%	%	円
介護分	%	%	円
医療分	%	%	円
支援金分	%	%	円
介護分	%	%	円